別紙２

国有林林道等交通安全指導業務仕様書

１　一般事項

本業務は、東北森林管理局管内一円の交通安全指導業務を委託する国有林林道等（別添 2 に示す路線。以下「対象路線」という。）を対象に実施し、交通安全指導、林道交通事故の調査・分析等を実施する。

２　交通安全指導

（１）宣伝カーによる交通安全の呼び掛け（以下「呼び掛け」という。）

① 呼び掛け対象路線、延長は、別添 2 による。
② 呼び掛けは、林道利用者への交通安全の啓発、交通事故防止のための注意事項等を指導するものとする。
③ 宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、啓発効果を高めるものとする。
④ この呼び掛けは、対象路線の交通量が多い時期に行うものとする。
⑤ 歩行者等に対しては、直接注意を喚起するものとする。
⑥ 呼び掛けの実施に際しては、当該林道管理者等と経路及び呼び掛け内容等について十分な打ち合わせを行い、円滑に実施するものとする。
⑦ 豪雨等により林道が損傷し、宣伝カーの通行が不能となった場合には、その地点を呼び掛けの終点とする。

（２）安全啓発チラシの作成・配布

① 安全啓発チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、東北森林管理局の名称を記したものとする。
② チラシの内容については協議のうえ作成するものとする。
③ 安全チラシは対象路線 1 路線につき 20 部作成し、呼び掛け等の際に林道利用者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。

３　林道における交通事故の調査・分析等

（１）林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故のうち、林道管理者等の指示のあるものについて、都度、事故の内容、原因等を調査分析し、今後の対応方針を取りまとめ報告をおこなう。

（２）林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

東北森林管理局が管理する林道等の全路線（路線数や延長については別添 1 による。）を対象に、当該路線における管理者の責に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、別添 1 の内容を網羅する林道損害賠償責任保険へ加入するとともに、事故が発生した場合の保険事務処理を行うものとする。

なお、保険加入後、速やかに保険加入証書等関係書類の写しを発注者へ提出すること。

４　携帯電話等通信可能地点調査について

別紙３「携帯電話等通信可能地点調査特記仕様書」による。

５　調査報告書等

（１）対象路線における呼び掛け、携帯電話等通信可能地点調査が終了した際には、実行した交通

安全指導延長や、携帯電話等通信可能地点調査箇所等について、とりまとめを行い、速やかに監督職員に報告すること。

（２）業務が終了したときは、対象路線を管轄する森林管理署等に業務実施結果を報告したのち、契約条項第７条に基づき、下記報告書等を提出するものとする。

① 業務実施結果報告書

※業務実施結果報告書には、業務が適切に実施されたことが明確に判断できる野帳・写真帳を含めるものとし、２部作成する（１部は署単位に作成すること）。

② 完了報告書

③ 業務日誌

（３）上記報告書等、写真は電子データで作成し、紙媒体のほか CD もしくは DVD においても納品すること。ただし、CD もしくは DVD の納品数は１部とする。

６　その他

（１）自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局署等が別途指示を行う場合がある。

（２）本業務の旅費及び宿泊費の取扱いについて、旅費については、積算上の基地を秋田市として、秋田市⇒青森県内（青森市→〇〇署→青森市→◆◆署→…→青森市）⇒岩手県内（盛岡市→◎◎署→盛岡市→××署→…→盛岡市）⇒宮城県内（仙台市→△△署→仙台市→▼▼署→…→仙台市）⇒山形県内（山形市→□□署→山形市→●●署→…→山形市）⇒秋田県内（秋田市→■■署→秋田市→▲▲署→…→◇◇署）⇒秋田市の順序で移動する場合で計上する。ただし、やむを得ない事情で、これと実態が大幅に乖離する場合は、監督職員と協議し別途定めることができる。宿泊費は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）に準じて積算、また設計変更するものとする。宿泊費基準額を上限とした実費支給であり、設計変更時に官積算額と実費額の比較をおこなうことから、設計変更時点までに宿泊実績報告書（様式１）及び実際に支払った証明書類（領収書等）を監督職員に提出するものとする。なお、証明書類には、宿泊日数（宿泊期間）、宿泊日数、宿泊金額（1 人 1 日当たり単価又は総額）が明記されているものとする（必要な情報が示されていない場合、実績として認められない場合がある）。

様式１

宿泊実績報告書

滞在期間	宿泊日数（日）	単　価（円）	金　額（円）	備　考
R7.4.1～4.7	6	10,000	60,000	
R7.5.1～5.6	5	12,000	60,000	
計	11		120,000	

（３）林道の位置の確認や資料作成のための貸与図面として国有林野施業実施計画図を下記に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードできるので必要に応じて利用すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzumen.html

別紙３

携帯電話等通信可能地点調査特記仕様書

１　業務内容

携帯電話等通信可能地点調査は、林道を通行して国有林野に入林した者が、緊急時における連絡又は通報等が必要となった場合の迅速な対応に資するよう、主として現地調査により、4Gスマートフォン（以下「スマホ」という。）の電波受信状態及び通話可能状況（以下「受信状態等」という。）を把握するとともに、林道利用者へ情報提供するための看板を作成し、設置、現地表示を行うものとする。

２　現地調査

（１）調査は、日本国内の契約者数が多い電気通信事業会社である、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の３社が提供する 4G 通信サービスが利用できるスマホ３台（各社１台）により実施する。

（２）現地調査は、別添2に示す対象路線において、林道起終点及び概ね2.0km間隔を基本として調査地点を設定し、スマホを用いて通話発信により電波の受信状態等を調査する。ただし、概ね2.0km間隔の任意の調査地点において、スマホ３台全てについて電波の受信状態が悪く通話が不可能な場合には、当該調査地点の前後それぞれ50m程度を調査し、いずれか１台以上のスマホが通話可能な地点を調査地点とする。

（３）通信可能状況は、各調査地点から当該林道を管理する森林管理(支)署等へ架電し、通話することにより把握する。

３　看板作成、設置

（１）看板には、調査に使用した３社のスマホの電波受信状態を標示する。

（２）前項２(２)により調査地点外となった場合は、受信不能として看板を設置する。ただし、調査地点外区間が連続した場合は看板を設置しないこととする。

（３）看板は、Ａ４版用紙に印刷しラミネートパウチ加工を施すものとする。その際の様式は、別紙４「標示例」を参照とすること。

（４）看板は、各調査地点において林道から視認し易い位置に野立看板により設置し、その規格は１本柱（径：9 cm、長さ：1.8 m）でB4サイズ程度のアルミ板を固定し、３（２）の看板を貼り付けるものとする。その際、野立看板が設置困難な場合は、適当な方法で設置し、容易に移動又は損傷しないようにしなければならない。なお、１本柱については、別紙５「木材の調達に関する特記仕様書」に準ずるものとし、１、２、３、５について適用する。

４　調査結果等の整理

（１）現地調査の結果は、携帯電話等通信可能地点調査表（様式８）に整理するとともに、国有林野施業実施計画図に携帯電話通信可能地点を図示する。なお、国有林野施業実施計画図については、次に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードすること。
https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzumen.html

（２）現地調査における調査地点の写真及び看板設置状況の写真は、写真帳に整理する。

（３）この調査の実施に要した人員及び作業内容について、業務日誌（様式７）に整理するとともに、調査に使用した資機材等に要した費用を任意の様式に整理する。

５　調査報告書等

４により整理した調査結果等については、別紙２「国有林林道等交通安全管理業務仕様書」５の調査報告書等に含めて作成、提出する。

別紙4 「標示例 （携帯キャリアAが通話不可能な場合の事例）」

携帯電話等通話可能

ポイント表示

2026年○月時点

4G

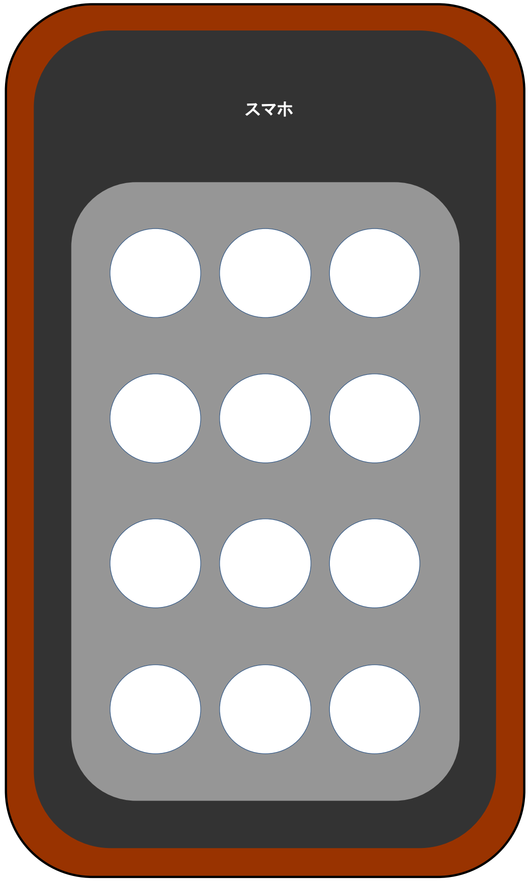

携帯キャリアD	~~**携帯キャリアA**~~	**携帯キャリアS**

※ 気象条件や電波状況により通話できない場合があります。

○○林道 起点より○○km地点

林野庁 東北森林管理局 ○○森林管理署 TEL：012-345-6789

別紙５

木材の調達に関する特記仕様書

林道工事の施工に係る木材について、次によるものとする。

１　間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。

２　前記１の木材のうち、合法性、持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し確認をうけること。

３　現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従うとともに、必要な手続きを行うこと。

４　林道工事の施工に木材を使用した場合は、工事看板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること（別途定規図がある場合又は監督職員が別途指示する場合は、それによること）。

（１）松くい虫被害地域から生産された材（駆除措置が行われたものを除く。）を松くい虫被害未発生地域（侵入していない地域）に持ち込まないこと。

（２）松くい虫被害未発生地域（侵入していない地域）からの持ち込みであってもマツ類材の状態や松くい虫の付着の有無、脱出孔、産卵痕等を確認し、異常が見られる場合は監督職員に報告するとともに、適切な措置（県森林病害虫防除担当部局への通報を含む。）を講じること。

※マツ類とは、マツ科マツ属のアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ（ヒメコマツ）等のほか外国産マツであって、松くい虫（森林病害虫等防除法に規定する「松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫」、以下同じ。）による被害を受けるおそれのある樹種とする。